

V. 履修に関する内容

③ 試験

試験の種類

定期試験	原則として各学期末に一定期間実施されます。
追試験	病気その他やむを得ない事情により定期試験を受験できなかった学生を対象とするものです。受験する際には、担当教員の許可を受けたうえ、学務課の指示を受けてください。
再試験	成績が合格点に達しておらず、かつ担当教員が必要と認めた場合のみ実施されます。

※科目によっては授業時間内の確認テストや課題を定期試験に代えることがあります。

受験資格

以下の条件に該当する学生は、履修登録した授業科目の試験の受験を認めないことがあります。

- 授業料を滞納している学生
- 授業の出席時間数が、授業の総時間数の3分の2未満の学生

試験日時・内容の発表

定期試験期間の2週間前にUNIPAにて公示します。

- シラバス上での記載や担当教員より授業内で案内があった場合でも、必ず確認してください。

受験上の注意

- (1) 必ず学生証を持参してください。万が一学生証を忘れてしまった場合は、試験当日、証明書自動発行機にて「仮学生証」（発行当日のみ有効）を発行し受験してください。なお、「仮学生証」発行手続による試験時間の損失は配慮されません。
- (2) 電子辞書の使用許可等、特別な指示がない限り電子機器の電源は必ず切ってください。
- (3) 試験開始後30分以上の遅刻者は受験できません。
- (4) 試験開始後40分を経過、かつ監督者が指示した場合に退室を許可します。ただし再入室はできません。

V. 履修に関する内容

(5) 下記の場合、受験は無効となります。

- 氏名、学籍番号を記入していない場合
- 試験監督から配布された答案用紙以外の用紙を用いた場合
- 指定された教室以外で受験した場合
- 不正行為を行った場合
- 私語や態度不正を注意しても改めない場合
- 試験監督の指示に直ちに従わない場合

(6) 下記の場合、追試験を受けることができます。なお、追試験受験を希望する者は、原則として該当する科目の正規定期試験日から3日以内（土・日を除く）に「追試験願」と証明書等を学務課へ提出してください。また、病気等で学務課窓口に来られない場合には、学務課に連絡してください。連絡がない場合には、追試験の受験資格がなくなりますので注意してください。

理由	必要な証明書等
本人の病気またはケガ	医師の診断書または証明書等
医務室にて受験が不可能と認められた場合	
事故または公共交通機関の遅延	交通事故証明書または遅延証明書等
忌引（二親等以内の親族の死亡）※	忌引を証明できる書類等
災害（台風・水害・雪害・火災等）	被災証明書またはそれに準ずるもの
就職試験	受験を証明できるもの

※法事は忌引とは認められません。

- その他、本学がやむを得ないと認めた場合も追試験受験が可能となります。
- 判断が困難なものは、科目担当教員および教務委員会の判断によります。
- 朝寝坊や予定の見間違い等、明らかに自己の不注意による場合や、アルバイトや稼業等の自己都合による場合は欠席理由とは認めません。
- 追試験の成績評価は、100点を上限とします。

(7) 再試験は、授業担当教員が必要と認めた場合に限り実施されます。要再試験とされた学生は、指定された日時に再試験を受けてください。

- 再試験で合格した場合、採点簿に記録する成績は60点（C評価）とします。
- 正当な理由なく再試験を欠席した場合は、受験を放棄したものとみなします。
- 受験の際は、学生証または仮学生証を必ず机上に置いてください。